

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第26号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) 非常災害時における児童、生徒若しくは幼児（以下「児童等」という。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき<u>6,400円</u>（被害が特に甚大な非常災害（任命権者が人事委員会に協議して定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると任命権者が人事委員会に協議して認める業務に従事した場合にあっては、<u>12,800円</u>）</p> <p>(2) 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき<u>6,000円</u></p> <p>(3) 児童等に対する緊急の補導業務に従事した場合は、勤務した日1日につき<u>3,000円</u>（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、<u>6,000円</u>）</p> <p>(4) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合は、勤務した日1日につき<u>3,400円</u>（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、<u>4,000円</u>）</p> <p>(5) 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）若しくは国の行事の行わ</p>	<p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第23条第1項の特殊勤務手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 非常災害時における児童、生徒若しくは幼児（以下「児童等」という。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき<u>3,200円</u>（被害が特に甚大な非常災害（任命権者が人事委員会に協議して定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると任命権者が人事委員会に協議して認める業務に従事した場合にあっては、<u>6,400円</u>）</p> <p>(2) 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき<u>3,000円</u></p> <p>(3) 児童等に対する緊急の補導業務に従事した場合は、勤務した日1日につき<u>1,500円</u>（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、<u>3,000円</u>）</p> <p>(4) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合は、勤務した日1日につき<u>1,700円</u>（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、<u>2,000円</u>）</p> <p>(5) 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）若しくは国の行事の行わ</p>

れる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。）に所属する職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき3,400円

(6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,200円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、2,400円又は3,400円）

(7)～(15) 略

5・6 略

れる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。）に所属する職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,700円

(6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき600円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、1,200円又は1,700円）

(7)～(15) 略

5・6 略

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。